

2023年3月1日から
2024年3月31日までに
結婚された方が対象

新婚世帯の
新居の取得・賃貸
引越費用の補助を
行います。

1世帯あたり
上限30万を支給します。
夫婦の年齢が29歳以下の
場合は上限60万円を支給
します。
※対象経費の実額に応じて
上限30～60万円。

令和5年度
新婚さんの
新生活を
応援します!!

【補助対象経費】

- ・住宅購入費用
- ・敷金・礼金・仲介手数料
- ・引越費用

※ただし、引越業者又は運送業への支払にかかる実費



〈対象要件（世帯）〉 ①～⑥の要件をすべて満たす世帯

※予算の上限に達した場合には、受付を締め切る
可能性があります。予めご了承ください。
(申請をお考えの方はお早めにご相談ください。)

- ①2023年3月1日から2024年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ②夫婦の婚姻日における年齢がともに39歳以下であること
- ③2023年4月1日から2024年3月31日までの間に、結婚を機に新たに市内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯
- ④継続して石垣市に居住する意思があること
- ⑤前年（1月から12月）の夫婦の所得合計が500万円未満（4月から5月に申請する方は2021年の所得の合計額）
- ⑥他の公的制度による補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと

申請・問い合わせ先 【石垣市企画政策課】 TEL：0980-82-1350 FAX：0980-83-1427